

平成29年度

境 港 市

第3回校区審議会

資 料

平成29年7月28日(木)

平成29年度 境港市校区審議会（第3回）

日 時 平成29年7月28日

16時より

会 場 市役所第一会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 概要説明

4. 審 議

○誠道小学校の今後の方向性について

○次回審議会の内容について

5. その他

6. 閉 会

これまでの審議内容をもとにした論点整理と今後の方向性

第3回校区審議会

(1) 現在の誠道小学校を、どう定義づけるか

- 一学年が10人前後で複式学級を含む極小規模な学校
- 市内7校の中で、誠道小学校だけが極小規模であるという特殊な状況
- 山間地のように、この学校をなくしたら遠くの小学校へ徒歩以外の手段で通わなくてはならないというような状況ではない（他に選択肢はある）
- このまま何も手を加えなくても、生徒数が増加し教育環境が変化することは期待できない

(2) 議論を進める上での共通認識・課題（なぜこの議論をしているのか）

- 誠道小学校の教育環境について何らかの改善をしていかず、学校の教育的な手立てや工夫を中心にして取り組んでいくことで、教育的課題を克服していけるのか



- ★このままでは学習面・生活面でも課題が多いので、もう少し児童数が増える方法を考えなければならないのではないか
（今のままでよいという立場はとらないで議論していく）

(3) 具体的な方法（小中一貫校開設まで）

(a) 近隣の小学校との統合

※統合の難しさ（児童の心理面、保護者・地域の意識等の問題）

(b) 校区の再編成（近隣の地区を誠道小校区に加える）

※校区を新たに再編成することの難しさ（保護者・地域の意識等の問題）
転入学によって、兄弟姉妹で異なる就学となる場合がある
児童数は増加し、複式学級は解消できる

【参考】隣接する地区の小学校就学予定者（H29・5月11日現在）

	合計	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳
三軒屋町	27	4	4	2	3	6	4	4
幸神町	49	7	9	6	6	10	6	5
夕日ヶ丘一丁目	103	18	19	18	16	15	9	8

（c）学校選択制（特認校制度）

（市内全域、あるいは、第二中校区から誠道小学校に通学できるようにする）

※小規模特認校制度（特色のある教育を希望して学校を選択する制度）

この制度によって、どれほど児童が増加するかは不確定である

小規模特認校制度

従来の通学区域は残したままで、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの。

小規模校ならではのきめ細かな指導と特色のある教育活動を推進し、小規模の良さを生かした教育を受ける機会を子どもたちに提供し、学校選択の機会を拡大するもの

特定の子どもの成長の事実にとどまらず、同制度が希望するすべての子ども・保護者に開かれていること（機会均等性）が重要

小規模特認校制度の教育的意義

- (1) 複式学級編制や廃校に陥らずに、地域の学校を学年単級の形態で維持存続できる。
このことにより、地域住民の子どもが学ぶ学校が生活空間に存在し、また、学校が存続することにより地域住民の結びつき・交流の場が確保される。
- (2) 各学年・各学級20人程度の少人数学級を実現することにより、一人ひとりの理解を確認しながら授業を行うことができる。子どもは、着実に知識や技能を獲得することができる。
- (3) 大規模校では適応しにくかった子どもが、ゆったりとした人間関係の中で育つことができる。
- (4) 少人数の利点を生かし、かつ、特認校であることを活かして、通常の学校ではできない教育活動の実施が可能である。
- (5) 地域の子どもと地域外の子どもという異なる環境の中で生活している子どもが共に学ぶことにより、多様な価値観に接することができる。（保護者も含む）

出典：「小規模特認校」制度の先進事例に関する調査研究
久保富三夫（和歌山大学教育学部）

育む個性・輝く笑顔が ズっかい魅力!!

平成29年度
小規模校転入制度
児童生徒募集

おうさか 逢坂小学校

鳥取市鳥取町山下389-2 ☎0857-84-2028



学習発表会

ホームページ: <http://www.toriko.ed.jp/ouesaka/>

瑞穂小学校

鳥取市鳥取町下の本町 ☎0857-82-0361



学校田での米づくり

ホームページ: <http://www.toriko.ed.jp/rizoh/>

こなんがくえん 湖南学園小学校・中学校

鳥取市大井田1-6 ☎0857-57-0021



全校たてわり遠足

ホームページ: <http://www.toriko.ed.jp/konan/>

めいじ 明治小学校

鳥取市大井田1-7 ☎0857-56-0301



梅ぼり

ホームページ: <http://www.toriko.ed.jp/meiji/>

ふくべあらいがくえん 福部未来学園 小学校・中学校

鳥取市福部江188 ☎0857-75-2034
(中) ☎0857-75-2333



文化祭における「全員合唱」(小学生・中学生)

(小) ホームページ: <http://www.toriko.ed.jp/fukube/>
(中) ホームページ: <http://www.toriko.ed.jp/fukube/>

とうごう 東郷小学校

鳥取市福部6-1 ☎0857-53-2542



「鈴の音会」の皆さんによる銭太鼓

ホームページ: <http://www.toriko.ed.jp/togo/>

かんど 神戸小学校

鳥取市中野9-36 ☎0857-55-0007



かんど夏祭り

ホームページ: <http://www.toriko.ed.jp/kando/>

さいごう 西郷小学校

鳥取市河原町中184 ☎0858-85-0507



河原町「あゆみ」での「あゆみ館」授業の様子

ホームページ: <http://www.toriko.ed.jp/saiyou/>

さき 佐治小学校

佐治町鶴岡41 ☎0858-83-0351



川遊び

ホームページ: <http://www.toriko.ed.jp/saiki/>



実施校
11校

こうざん 江山中学校

鳥取市徳文85 ☎0857-53-0800



スマイル遠足

ホームページ: <http://www.toriko.ed.jp/kousan/>

- ◎校長先生をはじめ多くの先生が子どもに関わってください。担任の先生以外も、子どものことを知っていてくれ、いろいろと相談ができます。
- ◎子どもの顔が生き生きし、学校へ行くことを楽しんでます。豊かな自然と温かい人たちの中で、健やかに成長してもらいたいです。
- ◎友達・先生・地域の方々と温かい人間関係の中で、「一人ひとりが主役」になれます。自分の居場所を見つけた子どもが、自然にきらきら輝き始めたように思います。
- ◎人数が少ないので先生に質問がしやすく、友達が素直で思いやりがあり優しいと本人が言っているの通わせて安心です。
- ◎保護者同士のつながりも強く、PTA 活動も盛んで、いろいろな刺激を受け、子どもとともに親も成長することができます。地域の方々にもお世話になり、子どもたちはとても喜んでいます。
- ◎学校・保護者・地域が一体となって行われる行事の中で、がんばっているわが子の姿を見て、たくましくなったと感じました。

制度を利用している
保護者の声

鳥取市では、小規模校の特色を活かした教育がほかの校区の児童生徒にも受けられるように、小規模校に入学・転学を希望する場合、一定の条件のもと入学・転学を認めています。
この制度を利用して、豊かな自然に恵まれた環境で学校生活を送ってみませんか?

★遠距離等通学費補助全制度の対象となります。

・小学校まで3Km以上、中学校まで5Km以上の通学距離になる場合、経費の一部を補助します。

鳥取市教育委員会 学校教育課

〒680-8571 鳥取市上魚町39 鳥取市役所第2庁舎3階
TEL:0857-20-3366 FAX:0857-29-0824
E-mail: kyo-gakkou@city.tottori.lg.jp

詳細は鳥取市ホームページでもご覧いただけます。

「鳥取市教育委員会」>「学校教育課」>【お知らせ】
「平成29年度小規模校転入制度希望者募集」

<http://www.city.tottori.lg.jp/>



PR動画もご覧になれます。

◆小規模校転入制度の転入学手続きについて◆

★児童生徒の意見、保護者の希望が転入制度の趣旨と目的に合致する。

小規模校転入制度校（以下特認校）への入学は保護者の希望だけでなく、児童生徒の意見や希望が大切です。

入学してからは、1年以上の通学が条件ですし、遠距離通学になりますので、児童生徒の強い意志と保護者の協力と理解が必要です。

※小規模校転入制度や手続きについて、お問い合わせのある場合は、鳥取市教育委員会学校教育課
(0857-20-3366) にご連絡ください。

★現在通学している学校長へ相談する。

特認校への入学は、児童生徒と保護者の希望の他、担任の先生の意見を聞くことも重要です。その他、学級編成等いろいろな面に影響しますので、必ず事前に現在通学している学校長へ相談してください。（新入生を除く）

★希望する特認校の見学や体験入学をする。

ホームページや市報等の情報だけでなく、希望する特認校で学校長等と親子面談をし、見学や体験入学をとおして判断していただくことをお勧めします。

★鳥取市教育委員会学校教育課へ児童生徒同伴で入学申請に行く。

鳥取市役所第2庁舎3階の鳥取市教育委員会学校教育課で受け付けます。現在通学している学校へ連絡の上（新入生を除く）、児童生徒同伴でお越しください。（学校教育課へお越しの際は、事前にご連絡ください）

★後日、教育委員会から「小規模校転入学許可通知書」を送付します。

申し込み期限終了後、教育委員会で審査選考を行います。なお、応募が多数の場合は選考により決定することになります。ただし、前年度からの継続児童生徒及び兄弟姉妹が通学している場合は優先します。

決定者には後日、教育委員会から「小規模校転入制度入学及び転入学許可通知書」を送付します。

★現在通学している学校へ小規模校転入制度による転校を申し出る。

教育委員会から「小規模校転入制度入学及び転入学許可通知書」を受けたら、現在通学している学校へ小規模校転入制度による転校を申し出て、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を発行してもらいます。（新1年生には、教育委員会から「就学通知書」を送付します）

★特認校へ書類を提出する。

教育委員会からの「小規模校転入制度入学及び転入学許可通知書」、在籍校からの「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を特認校へ提出します。（新1年生は、教育委員会からの「小規模校転入学許可通知書」と「就学通知書」を提出します）